上智学院ハラスメント防止等に関する規程

制定　平成 15 年４月１日
改正　平成 17 年４月１日　　平成 22 年４月１日
　　平成 23 年４月１日　　平成 24 年 10 月１日
　　平成 27 年８月１日　　平成 28 年４月１日
　　平成 29 年１月１日　　平成 29 年６月１日
　　2021 年（令和 3 年）５月１日　　2022 年（令和 4 年）４月１日
　　2024 年（令和 6 年）11 月１日　　2026 年（令和８年）10 月１日

（目的）
第１条　この規程は、学校法人上智学院（以下「学院」という。）がすべての構成員の人格を尊重し、ハラスメントが人権侵害をもたらすことを認識して、ハラスメントを防止し、公正で安全な環境における教育、研究、勉学、学生生活及び就業を保障するとともに、ハラスメントが生じた場合のハラスメントの排除、被害者等の救済等を行うことを目的とする。
２　前項に関わらず、学院が設置する中学校・高等学校におけるハラスメントの取扱いについては、別に定める。
（定義）
第２条　この規程において、「ハラスメント」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。
（１）セクシュアル・ハラスメント　教職員及び学生等が、教育、研究、勉学、学生生活及び就業上の環境において、教職員等及び学生等に対して望まない性的な言動又は性差別的な意識に基づく言動を行うことにより、その者に教育、研究、勉学、学生生活及び就業上における利益を与え、又は不利益を被らせ、若しくは不快感を抱かせる言動
（２）アカデミック・ハラスメント　教育研究上の力関係・上下関係、優越的な地位その他の優位性を利用して、他の教員又は学生等に対して行う研究若しくは教育上又は就業上の不適切な言動
（３）パワー・ハラスメント　教職員が、職務上の地位、権限その他の優位性を不当に利用し、他の教職員等に対して行う就労上の不適切な言動
（４）妊娠・出産及び育児・介護休業等にかかるハラスメント　教職員が行う次のいずれかに該当する言動（ただし、業務分担や安全配慮等の観点から合理的に業務上必要だと認められるものは除く。）
ア　他の女性教職員等の妊娠・出産（以下「妊娠等」という。）、又は妊娠等に関する制度又は措置の利用に関して行う不適切な言動
イ　他の教職員等の育児休業、介護休業その他の子の養育又は家族の介護に関する制度又は措置の利用に関して行う不適切な言動
（５）就職活動ハラスメント　学院の採用活動又は職業選択に資する活動において、教職員がその立場、権限、情報又は影響力を背景として、求職者等に精神的・身体的苦痛、不利益、不安又は萎縮を与え、求職者等の求職活動、採用選考、インターンシップ、説明会、面談その他職業選択に資する活動を阻害し、又はその尊厳を害する不適切な言動
（６）他事業者に対するカスタマーハラスメント　教職員が、他の事業者が雇用する労働者（以下「他事業者の労働者」という。）に対して行う、次のすべてを満たす言動
ア　教職員が、当該他の事業者の行う事業に関係を有する者として行う言動であること。
イ　当該言動が、他事業者の労働者が従事する職務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えるものであること。

ウ　当該言動により、他事業者の労働者の就業環境が害されること。
2　この規程において、「教職員」とは、次に掲げる者をいう。
（1）学院が雇用する教職員（雇用形態を問わない）
（2）研究所・センター等の所員、客員教員、客員研究員、共同研究員、特別研究員、交換教授その他身分や雇用形態に関わりなく学院内で就業する者
3　この規程において、「教職員等」とは、前項各号及び学院からの業務委託契約の受託者であって、次のいずれかに該当する者（以下「特定受託事業者」という。）をいう。
（1）個人であって、従業員を使用しない者
（2）法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しない者
4　この規程において「学生等」とは、次に掲げる者をいう。
（1）学院が設置する学校に在籍する学生、交換留学生、科目等履修生、聴講生及び研究生
（2）学院が設置する学校が開設する公開講座、講習会等の受講生
5　教職員等及び学生等には、特段の事情がない限り、学院を退職等してから、又は学院が設置する学校を卒業、修了、退学等してから、1年を超えない者を含む。
6　この規程において、「求職者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。
（1）学院への採用応募者
（2）学院の採用選考への参加者
（3）学院が実施し、又は、学院の採用活動・職業選択支援に関連して実施されるインターンシップ、説明会、面談、職場見学、仕事体験等に参加する者
（4）学院の内定者
（5）その他、職業選択に資する活動に参加する者、又は、採用活動若しくは職業選択に資する活動に関連して学院の教職員と接触する者
（対象・適用範囲）
第3条　この規程は、教職員及び学生等が行い、又は、教職員等、学生等、求職者等及び他事業者の労働者に対して行われるハラスメントに適用する。そのハラスメントが、学院と関連性を有するものである限り、学内・学外、正課・課外、就労時間内・就労時間外のいずれにおいて行われたかを問わない。
2　前項にかかわらず、ハラスメントを行った教職員及び学生等が、学院又は学院が設置する学校に在籍しない場合には、この規程は適用しない。
（禁止及び啓発）
第4条　学院は、いかなるハラスメントをも禁止するとともに、その防止のために教職員及び学生等に対する啓発活動を行うものとする。
（ガイドライン）
第5条　学院は、本規程の目的を遂行するために、ハラスメントに関するガイドラインを定め、学院のすべての教職員及び学院が設置する学校のすべての学生等に周知するものとする。
（理事長・学長等の責務）
第6条　理事長及び学院が設置する学校の長は、ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、この規程及び関連する規程等に基づき、迅速かつ適切に措置を講じなければならない。
（監督者の責務）
第7条　上智学院職制に定める全ての役職者は、良好なキャンパス環境及び就業環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。
（教職員及び学生等の責務）
第8条　教職員及び学生等は、学院が定めるハラスメントに関する規程を遵守し、ハラスメ

ントを行ってはならない。
2　教職員及び学生等は、第４条に定める啓発活動の一環として学院が行う研修を受講しなければならない。
（防止小委員会及び対策委員会）
第９条　学院は、ハラスメントの防止に必要な事項を審議決定するため、リスクマネジメント委員会のもとにハラスメント防止小委員会(以下「防止小委員会」という。)を設置する。
2　学院は、ハラスメント事案が発生した場合、調査、被害者の救済措置の実施等、当該事案の解決に必要な事項を審議決定するため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。
3　防止小委員会に関し必要な事項は「ハラスメント防止小委員会規程」に、対策委員会に関し必要な事項は「ハラスメント相談及び調査手続に関する細則」に定める。
(相談窓口の設置)
第 10 条　学院は、教職員等、学生等、求職者等又は他事業者の労働者からのハラスメントに関する相談、調停の要請及び苦情の申し出(以下「相談等」という。）に対応するために、学院内に相談窓口（以下「学内相談窓口」という。）を設置し、ハラスメント相談員(以下「相談員」という。)を置く。
2　教職員等、学生等、求職者等及び他事業者の労働者は、学内相談窓口又は相談員にハラスメントに関する相談を行うことができる。
3　学内相談窓口に関し必要な事項は、「ハラスメント相談及び調査手続に関する細則」に、相談員の任務等に関し必要な事項は、「ハラスメント相談員細則」に定める。
4　学院は、学内相談窓口のほか、学院外の事業者に委託して、ハラスメントに関する相談を受け付ける外部の相談窓口（以下「外部相談窓口」という。）を設置することができる。
5　外部相談窓口に相談できる者は、教職員及び学生等とする。ただし、特定受託事業者、求職者等、他事業者の労働者、退職者、卒業生・修了生等、学院又は学院が設置する学校に籍のない者は外部相談窓口を利用することはできない。
（相談等の手続）
第 11 条　相談等の手続きに関し必要な事項は、「ハラスメント相談及び調査手続に関する細則」に定める。
（プライバシーの保護と守秘義務）
第 12 条　相談等に関係する教職員は、ハラスメント事案に関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。
（不利益取扱いの禁止）
第 13 条　すべての教職員及び学生等は、ハラスメントに関する相談等を行った者、調査に協力した者その他ハラスメントの防止等に関与した者に対し、そのことをもって報復、妨害、風説の流布、その他不利益な取扱いをしてはならない。
2　防止小委員会委員、対策委員会委員、相談員、その他関係する教職員は、相談等があった旨を、相談者又は申立人の許可なくして、被申立人に通知してはならない。
（虚偽の申立て・証言の禁止）
第 14 条　教職員等、学生等、求職者等及び他事業者の労働者は、ハラスメント事案の調査等におけるあらゆる過程において、悪意をもって虚偽の申立てや証言をしてはならない。
2　学院は、前項の行為が発覚した場合は、必要な措置を講ずる。
（準用）
第 15 条　この規程は、第９条第２項に定める対策委員会の委員長が必要と認めた場合に

は、役員に準用することができる。
２　前項の役員の定義は、学校法人上智学院寄附行為に定めるところによる。
（規程の改廃）
第 16 条　この規程の改廃は、防止小委員会の意見を徴して、本学院の定める手続きにより行う。

附　則
１　この規程は、2003 年（平成 15 年）４月１日から施行する。
２　本規程及びハラスメントに関するガイドラインは、施行後、１年後に見直しを行うものとする。
附　則
この規程は、2005 年（平成 17 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2010 年（平成 22 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2011 年（平成 23 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2012 年（平成 24 年）10 月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2015 年（平成 27 年）８月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2016 年（平成 28 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2017 年（平成 29 年）１月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2017 年（平成 29 年）６月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2021 年（令和３年）５月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2022 年（令和４年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2024 年（令和６年）11 月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は、2026 年（令和８年）10 月１日から改正、施行する。

ハラスメント相談員細則

制定　平成 15 年４月１日
改正　平成 17 年４月１日　　平成 20 年７月１日
　　平成 22 年４月１日　　平成 23 年４月１日
　　平成 24 年 10 月１日　平成 26 年７月１日
　　平成 27 年８月１日　　平成 29 年４月１日
　　平成 29 年６月１日　　2023 年（令和５年）２月７日
　　2024 年（令和６年）11 月１日

（目的）
第１条　この細則は、上智学院ハラスメント防止等に関する規程（以下「防止等規程」という）第 10 条に基づき、ハラスメント相談員（以下「相談員」という）に関して必要な事項を定める。
（定義）
第１条の２　この細則における用語の定義は、防止等規程において定めるところによる。
（任務）
第２条　相談員は、学校法人上智学院（以下「学院」という）において、防止等規程第２条に定める者のハラスメントに関する相談及び調停、苦情申立等の解決策の説明を行う。
（構成）
第３条　相談員は、次の各号に掲げる専任教職員とし、理事長がこれを委嘱する。
（１）上智学院及び上智大学の教職員　　１名以上６名以下
（２）上智短期大学部の教職員　　１名以上
２　理事長は、前項に掲げる者の他に、学内外の医師、カウンセラー及び弁護士等の専門家に相談員を委嘱することができる。
３　相談員は、ハラスメント防止小委員会（以下「防止小委員会」という）、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という）及びハラスメント調査委員会の委員を兼ねることはできない。
（任期）
第４条　相談員の任期は１年とし、再任を妨げない。ただし、特別な事情がある場合は、任期を延長することができる。
（相談員の公表）
第５条　相談員の所属、名前（特段の事情がない限り苗字のみ。）及び学内連絡先は学院内に公示する。
（研修）
第６条　相談員は、ハラスメントに関する相談を受けるために必要な教育研修を受けなければならない。
（委員会への出席等）
第７条　相談員は、関連する委員会の委員長から要請があるときには、当該委員会に出席し、相談内容に関する説明等を行わなければならない。
２　相談員は、必要と認められる場合には、外部の専門家、防止小委員会委員長及び対策委員会委員長等に意見を求めることができる。
（プライバシーの保護と守秘義務）
第８条　相談員は、ハラスメント相談に関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。
（準用）

第９条　この細則は、対策委員会委員長が必要と認めた場合には、役員に準用することができる。
（改廃）
第 10 条　この細則の改廃は、防止小委員会の意見を徴して、本学院の定める手続きにより行う。

附則
１．この規程は 2003 年（平成 15 年）４月１日から施行する。
２．本規程は、施行後、１年後に見直しを行うものとする。
附　則
この規程は 2005 年（平成 17 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2008 年（平成 20 年）７月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2010 年（平成 22 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2011 年（平成 23 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2012 年（平成 24 年）10 月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2014 年（平成 26 年）７月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2015 年（平成 27 年）８月１日から改正、施行する。
附　則
この規程は 2017 年（平成 29 年）４月１日から改正、施行する。
附　則
この細則は 2017 年（平成 29 年）６月１日から改正、施行する。
附　則
この細則は、2023 年（令和５年）２月７日から改正、施行する。
附　則
この細則は、2024 年（令和６年）11 月１日から改正、施行する。

ハラスメント相談及び調査手続に関する細則

制定　平成 24 年 10 月１日
改正　平成 26 年４月１日　　平成 26 年７月１日
　　平成 27 年８月１日　　平成 29 年４月１日
　　平成 29 年６月１日　　令和２年４月１日
　　2021 年（令和 3 年）５月１日　2022 年（令和４年）４月１日
　　2023 年（令和５年）２月７日　2024 年（令和６年）４月１日
　　2024 年（令和６年）11 月１日　2026 年（令和８年）７月 31 日
　　2026 年（令和８年）10 月１日

第１章　総則

（目的）

第１条　この細則は、上智学院ハラスメント防止等に関する規程（以下「防止等規程」という。）第 11 条に基づき、ハラスメントに関する相談、調停、苦情申立、調査等、ハラスメント事案が生じた場合において当該事案に適切に対応するために必要な事項を定めものとする。

（定義）

第１条の２　この細則における用語の定義は、防止等規程において定めるところによる。

第２章　対策委員会

（ハラスメント対策委員会の設置）

第２条　本学院は、ハラスメント事案に適切に対応するため、ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

２　対策委員会は、対策委員会委員長及び次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）学生総務担当副学長

（２）ハラスメント防止小委員会委員長（総務局長）

（３）前二号に掲げる者のほか、本学院の教職員（ただし、ハラスメント事案の当事者及びこの細則によりすでに事案の対応に関与した者は除く）の中から選任された委員　若干名

３　前項第３号の委員は、第８条により苦情申立があった際に、対策委員会委員長が選任する。この場合の委員の任期は、第 12 条に基づく対策委員会の確認及び決定がなされるまでとする。

４　対策委員会委員長は、総務担当理事がこれにあたる。ただし、総務担当理事に事故あるとき、又は総務担当理事が当事者となっている事案においては、学生総務担当副学長がこれにあたる。

５　対策委員会副委員長は、学生総務担当副学長がこれにあたる。ただし、学生総務担当副学長に事故あるとき、前項但書により学生総務担当副学長が対策委員会委員長となるとき、又は学生総務担当副学長が当事者となっている事案においては、ハラスメント防止小委員会委員長がこれにあたる。

６　第２項第２号の委員に事故あるとき、又は当事者となっている事案においては、当該委員は対策委員会の構成員から外れる。

７　総務担当理事及び学生総務担当副学長の全てに事故あるとき、又は当事者となっている事案においては、理事長が対策委員会委員長にあたる。この場合における対策委員会副委員長は、ハラスメント防止小委員会委員長とする。

８　対策委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（事務局）
第３条　対策委員会に関する事務局は、総務グループとする。
第３章　相談
（相談）
第４条　教職員等、学生等、求職者等及び他事業者の労働者は、ハラスメントに関する相談を、学内相談窓口若しくはハラスメント相談員（以下「相談員等」という。）に対して行うことができる。また、教職員及び学生等は、防止等規程第 10 条第 4 項に定める外部相談窓口に相談することができる。
２　前項に規定する「学内相談窓口」とは、次の各号に掲げるものをいう。
（１）人事局人事グループ（ただし、人事局人事グループが実施する学院の採用活動又は職業選択に資する活動に係る事案の場合は総務局総務グループ）
（２）学事センター
（３）ウェルネスセンター
（４）目白聖母キャンパス
（５）短期大学部事務センター
３　第１項にかかわらず、特定受託事業者、求職者等、他事業者の労働者及び退職者、卒業生、修了生、退学者等、学院又は設置する学校に籍のない者は外部相談窓口を利用することはできない。
（相談手順）
第５条　相談員等は、相談者の同意を得て相談内容等を所定の用紙に記し、対策委員会委員長（ただし、対策委員会委員長が当事者となっている事案においては、対策委員会副委員長に読み替える。この細則に特段の定めがある場合を除き、以下同じ。）に報告し、当該書面の写しを総務局総務グループ（以下「総務グループ」という。）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務部局（以下「事務部局」という。）に送付する。この場合における手順の詳細は別に定める。
（１）相談者が上智大学に属する学生又は上智大学が開設する公開講座等の受講生である場合　学事局学事センター又は学生局学生センター
（２）相談者が上智大学短期大学部に属する学生又は上智大学短期大学部が開設する公開講座等の受講生である場合　短期大学部事務センター
（３）相談者が教職員、特定受託事業者又は他事業者の労働者である場合　人事局人事グループ
（４）相談者が求職者等である場合　人事局人事グループ（ただし、人事局人事グループが実施する学院の採用活動又は職業選択に資する活動に係る事案の場合は総務グループ）
２　相談員等は、相談者が相談にとどめ、調停要請及び苦情の申立てを行わない場合には、相談者に対し、その旨を記載した書面への署名を求める。
３　外部相談窓口は、ハラスメントに関する相談の受付のみを行うものとし、相談者が本学院への報告を希望するときは、相談者の同意を得た上で速やかに本学院に報告する。
４　外部相談窓口は、相談件数その他必要な事項を定期的に本学院に報告する。
５　第３項の報告にかかる相談者のうち、ハラスメント被害を受けた本人（以下「相談者本人」という。）が調停要請又は苦情の申立てを希望するときは、第１項各号に掲げる区分に応じた事務部局が相談者本人からの調停要請又は苦情の申立てを受け付ける。この場合における手続は、第７条又は第８条を準用するものとし、第７条第１項及び第８条の「相談員等」を「事務部局」に、「総務グループ及び事務部局」を「総務グループ」にそれぞれ読み替えるものとする。
第４章　調停
（調停）

第６条　相談者本人は、相談によっても問題が解決に至らない場合、書面により、対策委員会委員長に対して当事者間の話し合いによる調停を要請することができる。当該書面は相談員等に提出する。

（調停手続）

第７条　相談員等は、相談者本人が調停を希望する場合は、書面により対策委員会委員長、総務グループ及び事務部局に報告するものとする。

２　対策委員会委員長は、対策委員会の議を経て、中立性及び公正性を考慮して相談員その他の教職員の中から若干名を調停委員として指名し、調停にあたることを要請する。

３　調停とは、調停委員会の設置、調停委員の話合いの場への立会い、当事者の主張を調整する調停案を提示することをいい、当事者双方が調停案を受諾した場合に調停が成立することとする。

４　事務部局は、遅滞なく、調停の手続きの調整を行わなければならない。

５　調停委員は、調停内容及び結果を、書面により対策委員会委員長、総務グループ及び事務部局に報告するものとする。

第５章　苦情の申立て

（苦情の申立て）

第８条　相談者本人は、相談によっても問題が解決に至らない場合、書面により、対策委員会委員長に対して苦情の申立てを行うことができる。当該書面は相談員等に提出する。

２　相談員等は、前項に掲げる書面を対策委員会委員長に、当該書面の写しを総務グループ及び事務部局に、遅滞なく提出しなければならない。

（調査委員会の設置）

第９条　対策委員会委員長は、前条の書面の提出があった場合には、直ちに第２条第２項第３号の委員を任命し、苦情申立てを対策委員会に付議する。

２　対策委員会は苦情申立てがなされた日の翌日から起算して 10 日（土日祝日その他学院が休日と定める日を除く。）以内に当該苦情申立て事案にかかる調査の要否を審議し、必要と認めた場合には、当該事案にかかるハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

（調査）

第 10 条　調査委員会は、ハラスメントを行ったと主張されている者（以下「被申立人」という）に対して意見陳述の機会を与えなければならない。この場合において、被申立人が、調査委員会が指定した期日までに、正当な理由なく口頭又は文書での意見陳述に応じなかったときは、当該機会を放棄したものとみなす。

２　調査委員会は、必要に応じて学院外の専門家の意見を求めることができる。

３　調査及び意見陳述に際しては、直接申立人及び被申立人本人の陳述を得ることとし、代理人による陳述は認めない。

４　調査及び意見陳述に際しては、対象となる申立人又は被申立人の代理人の同席は認めない。

（調査報告）

第 11 条　調査委員会は、当該委員会が設置された日の翌日から起算して３ヵ月以内に、調査を終了し、調査結果及び関係書類を書面により対策委員会に報告しなければならない。

２　調査委員会は、対策委員会に対して、調査結果に基づき、申立人の救済措置及び被申立人に対する処分の必要性について意見を述べるものとする。

３　調査委員会は、第１項の報告をし、及び前項の意見を述べるにあたっては、委員の一致した意見に基づかなければならない。ただし、重要な問題に関して、委員の一部に異なる意見が存在する場合には、その意見を付記することができる。

４　第１項に定める期間内に調査が終了しないことが明らかとなった場合には、期間の延長について対策委員会委員長の決裁を受けなければならない。

（対策委員会による決定）

第 12 条　対策委員会は、前条による調査委員会からの報告及び意見に基づき、事実関係を確認し、並びに苦情を申し立てた者（以下「申立人」という。）の救済措置及び被申立人に対する処分の必要性について決定する。

２　対策委員会委員長は、調査、不服申立及び再調査期間中、緊急に申立人への救済措置が必要と判断した場合、申立人の同意を得た上で、適切な期間に限って暫定措置を実施するよう関係者等に要請することができる。ただし、被申立人の権利を制限する場合には、その制限は必要最小限度の範囲にとどめる。

３　前項の要請に基づき暫定措置を実施した場合、関係者等は対策委員会委員長に報告する。

（申立人及び被申立人への通知）

第 13 条　対策委員会委員長は、申立人及び被申立人に対して、遅滞なく、対策委員会が確認した事実関係及び決定した申立人の救済措置その他必要事項を口頭又は書面により通知する。

２　前項の通知内容が効力を発生するのは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（１）申立人及び被申立人双方から第 18 条第１項に定める不服申立てがないことが確定した場合

（２）第 18 条第５項に基づき、対策委員会委員長が再調査の必要がないと決定した場合

（３）第 20 条に基づき、対策委員会委員長が対策委員会の決定を改めないと決定した場合

第６章　ハラスメント調査委員会

（調査委員会の構成）

第 14 条　調査委員会は、対策委員会が指名する教職員３名、又は教職員２名及び学外の専門家１名の委員をもって構成する。この場合の委員には、対策委員会委員１名以上を含むものとし、必要に応じて、１名以上は、苦情を申立てた者と同性とする。

２　前項の指名にあたって、調査の客観性、中立性及び公平性が確保されるよう配慮しなければならない。

３　調査委員会委員長は、委員の互選により選出する。

（事務局）

第 15 条　調査委員会の事務局は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事務部局とする。

（１）相談者本人が上智大学に属する学生又は上智大学が開設する公開講座等の受講生である場合　学事局学事センター又は学生局学生センター

（２）相談者本人が上智大学短期大学部に属する学生又は上智大学短期大学部が開設する公開講座等の受講生である場合　短期大学部事務センター

（３）相談者本人が教職員、特定受託事業者又は他事業者の労働者である場合　人事局人事グループ

（４）相談者本人が求職者等である場合　人事局人事グループ（ただし、人事局人事グループが実施する学院の採用活動又は職業選択に資する活動に係る事案の場合は総務グループ）

第７章　申立人の救済及び被申立人に対する措置

（申立人の救済）

第 16 条　対策委員会委員長は、救済措置を実施し、又は、関係者に救済措置の実施を書面により要請する。

２　対策委員会委員長は、調査結果及び救済措置について、必要に応じて、理事長並びに申

立人及び被申立人が学生の場合はその所属する学校の長に書面により報告する。

（被申立人に対する処分）

第 17 条　対策委員会が、上智学院就業規則又は学則その他学院の規程に定める処分が必要であると決定した場合には、対策委員会委員長は、理事長並びに申立人及び被申立人の所属する学校の長に対して書面によりその処分について審議を要請するものとする。

第８章　不服申立て

（不服申立て）

第 18 条　申立人又は被申立人は、確認された事実関係及び申立人の救済措置について不服がある場合には、通知のなされた日の翌日から起算して 14 日（土日祝日その他学院が休日と定める日を除く）以内に、理由を示した書面により対策委員会委員長に対して不服を申立てることができる。

２　対策委員会委員長は、前項により不服申立てがなされた場合には、すみやかに、対策委員会に再調査の要否を諮問する。

３　前項の対策委員会の委員は、対策委員会委員長が選任する。ただし、この場合の対策委員会は、委員の変更又は追加により、第 12 条第 1 項の決定をなした対策委員会委員の過半数を入れ替えるものとする。

４　前項により対策委員会委員長が選任した委員の任期は、次の各号のいずれかとする。

（１）第 18 条第５項により再調査の必要がないと決定されるまで。

（２）第 20 条により、第 12 条に基づく対策委員会の決定を改めるか否かを決定するまで。

５　対策委員会は、不服申立てがなされた日の翌日から起算して 14 日（土日祝日その他学院が休日と定める日を除く）以内に再調査する必要があるか否かを決定し、対策委員会委員長は当該決定を不服申立人に書面により通知する。

（再調査委員会の設置）

第 19 条　対策委員会は、事実関係を再調査する必要があると認められる場合には、再調査委員会を設置する。この委員会は、対策委員会委員長が任命する者（調査委員会委員を除く）により構成する。

（再調査の結果）

第 20 条　対策委員会は、再調査委員会の調査結果に基づき、第 12 条に基づく対策委員会の決定を改めるか否かを決定する。

（調査に関する規定の準用）

第 21 条　第 10 条から第 13 条までの規定は、再調査の手続きについて準用する。この場合において、これらの規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「苦情」とあるのは「不服」と、「３ヶ月」とあるのは「１ヶ月」と読み替える。

（再調査に対する不服申立て）

第 22 条　第 18 条第２項及び第 20 条の決定について、不服を申し立てた申立人又は被申立人は、さらに不服を申立てることはできない。

第９章　雑則

（苦情申立ての取下げ）

第 23 条　苦情申立てについて、申立人は書面により取り下げることができる。

２　苦情申立てに関する調査が行われている間に当該申立てが取下げられた場合には、対策委員会委員長は、調査を停止させた上で調査委員会を解散し、これを対策委員会に報告する。

３　前項の場合には、対策委員会による被害者の救済措置の決定及び対策委員会委員長による救済措置の実施は行わない。対策委員会委員長による処分の提案についても、同様とする。

（報告）

第 24 条　対策委員会に関する事務局は、毎年、防止小委員会に対し、苦情申立て及び不服申立ての状況を報告するものとする。

（プライバシーの保護と守秘義務）

第 25 条　防止小委員会、対策委員会及び調査委員会の委員、その他関係する教職員は、ハラスメントに関し職務上知り得たあらゆる情報の秘密を厳守するとともに、関係者のプライバシーを保護し、人権を尊重しなければならない。

（準用）

第 26 条　この細則は、対策委員会委員長が必要と認めた場合には、役員に準用することができる。

（改廃）

第 27 条　この規程の改廃は、対策委員会の意見を徴して、本学院の定める手続きにより行う。

附　則

この細則は、2012 年（平成 24 年）10 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、2014 年（平成 26 年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2014 年（平成 26 年）７月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2015 年（平成 27 年）８月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2017 年（平成 29 年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2017 年（平成 29 年）６月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2020 年（令和２年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2021 年（令和３年）５月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2022 年（令和４年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2023 年（令和５年）２月 7 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2024 年（令和６年）４月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2024 年（令和６年）11 月 1 日から改正、施行する。

附　則

この細則は、2026 年（令和８年）７月 31 日から改正、施行し、2026 年（令和８年）７月 1 日から適用する。

附　則

この細則は、2026 年（令和８年）10 月 1 日から改正、施行する。